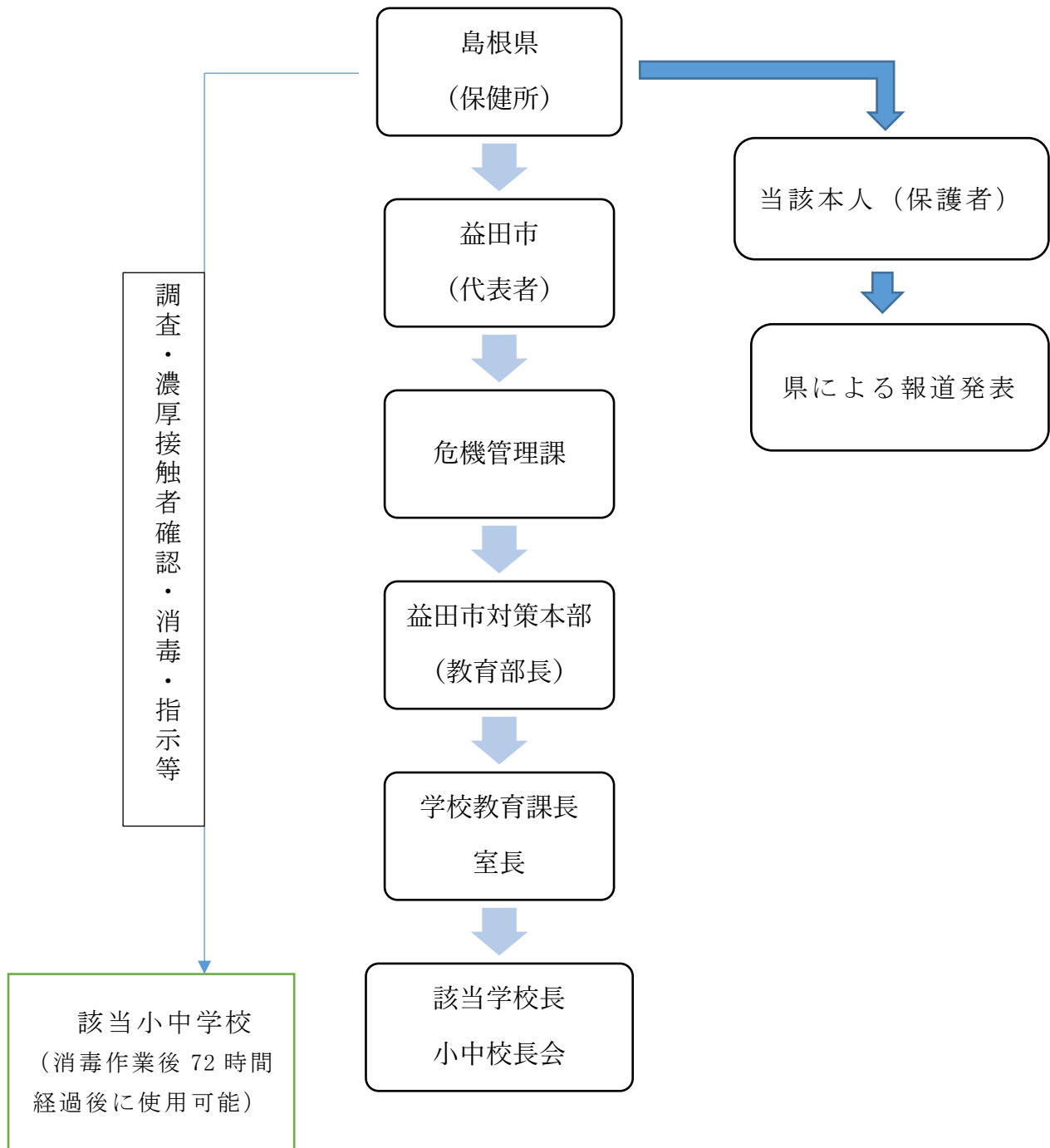


感染者確認時の小中学校連絡体制フロー



益田市内小中学校の児童生徒・教職員に感染者が確認された場合、休業の範囲は当該校とし、感染経路の調査など保健所の調査・指導等に必要な期間として、概ね3日間程度の臨時休業とする。その際、教職員も指示があるまで自宅待機とする。

また、同居する家族が感染者と判明した場合は、当該児童生徒は出席停止とする。その他、新型コロナウイルス感染に関する事項については、保健所と連携し、指示・助言等に従い対応する。

ただし、今後の地域の感染状況等によっては、対応を変更する場合がある。